

アメリカにおける教師教育の改革

—オハイオ州における教員養成・免許基準の改訂—

曾 我 雅 比 児

岡山理科大学教養部

(昭和62年9月30日 受理)

1. はじめに

今日、アメリカにおいても教育改革が進行中である。そして、改革を求める動機が、経済的競争力と科学技術研究・開発における優越性を再びアメリカに取り戻すことにおかれているが故に、両分野に対する人材供給源である公立学校—とりわけ、ハイ・スクール—における教育水準の引き上げとその責務を直接担うべき教員の資質・能力の向上が、主要な二大改革課題として取り上げられ、実行に移されている。

翻って、我が国においても、臨教審（臨時教育審議会）が、その第二次答申（昭和61年4月）において、「教員養成・免許制度の改善」、「初任者研修制度の創設」、「現職研修の体系化」等、教員の資質・能力向上に関する一連の改革提言を行ったことは未だ記憶に新しいことである。公立学校新採用教師に対する初任者研修制度は、昭和64年度からの本格的実施に備えて、本年度から2年間の試行計画が着手されたことは周知の通りである。更に、教員養成・免許制度改善に関しては、現在、教養審（教育職員養成審議会）が答申の取りまとめを行っている最中である。（昭和62年12月18日に「教員の資質能力の向上方策について」を答申）

この様な渦中であって、筆者は、戦後アメリカの教員養成の原理を借用した我が国の大学における教師教育に携わる者として、アメリカの教育改革、とりわけ教師教育の改革動向を注目するところである。その研究によって、今日の我が国における教師教育改革の方向・あり方についての具体的処方せんを得ようとの臨床的成果を安直に求めるものではないが、少なくとも、それらを見通す基本的視座の幾部分かは確保し得るのではないかと思われる。

この様な意図に基づき、以下の小論では、オハイオ州における教員養成・免許基準の改訂過程に焦点を当てつつ、アメリカにおける教師教育改革の背景とその動向を考察することを目的としているが、研究テーマの広さ深さに比較しての筆者の浅学さ故に、今回の小論は、あくまでもオハイオ州という一つの州の事例に基づく試論にすぎないこと

を予め断わっておきたい。

2. 教育改革の高まりと教師問題の位置

アメリカ合衆国連邦教育省長官の諮問機関である「優れた教育に関する全国審議会」(National Commission on Excellence in Education)が、1983年4月に発表した最終答申報告書『危機に立つ国家：教育改革への至上命令』(A Nation at Risk : The Imperative for Educational Reform)は、教育改革に対する国民的関心を喚起し、全国的な改革運動の方向を導いたものとして、アメリカにおける1980年代の教育改革の指標を示す重要な文書である。¹⁾『危機に立つ国家』は、いきなり「我が国は危機に立たされている。商業、産業、科学及び技術革新の各分野における我々のかつての優越的地位は今や世界中の競争者たちに追いつかれつつある。この報告書は、この問題の多くの原因の中のたった一つの原因、しかし、アメリカの繁栄と安全と礼節の基盤を形成する原因にのみ関心を寄せるものである。我々はアメリカ国民に次のように告げる。我々が、我が学校や大学が国家と国民の福祉に対して歴史的に果たしてきたことを誇らしげに自慢できるとしても、今日、教育の基盤は凡庸さの上げ潮に侵食され、我が国と国民の近い将来を脅かすに至っている。」²⁾との警告から説き起こされていることが象徴するように、教育こそ国家の繁栄と安全の基礎をなすものとの認識に基づき、今日危機的状況にあるアメリカの学校教育の質的向上・再生を抜本的に図るための教育改革の必要性とその方向を国民に喚起するものであった。

『危機に立つ国家』が今日のアメリカの学校教育の質的低下をもたらした原因、もしくは関連要因として見なし、そこにおける様々な問題的状況の指摘と改善のための勧告を行った四大教育問題領域の一つが、「教育の資質・能力」についての問題であった。すなわち、その他、「教育内容」の質的強化、「生徒の達成学力への期待度」の向上、「授業時間数」の増加と教科間の適正配分についての三つの問題領域とともに、「教員の資質・能力」の改善問題が1980年代教育改革の主要ターゲットとして措定されたのである。具体的に見れば、報告書が指摘する今日のアメリカの教員を取り巻く問題状況は、以下の4点に集約することができる。³⁾

- ①教職は優秀な学力を有する学生を引き付けていない——高校及び大学の卒業時において下位4分の1以下の成績しか取れなかった教師が極めて多数を占めている
- ②教員養成カリキュラムのバランスが悪い——教科についての学習の軽視、教科教育法についての学習の過重視
- ③教員の給与水準が極めて低い——教員の多くが収入を補うためにアルバイトに従事せざるをえない

④数学及び理科の教員不足が深刻化している——数学、理科の新採用教員の半数は無資格者であり、全国の高校で正規の物理教員が担当する物理の授業は3分の1以下である。

次いで、報告書は、これらの問題状況の改善を図るため、以下に示す7点の勧告を行うのである。⁴⁾

①教職課程履修中の学生は、高い教育水準を達成するとともに教職への適性と教科についての能力を有することを、要求されなければならない。

②教職に対する給与水準は引き上げられなければならない。昇給、昇進、終身雇用及び契約更新についての決定は、同僚教員による審査を含む効果的な評価制度のもとで行われなければならない。

③教育委員会は、教師に対する11ヵ月の職務契約を採用しなければならない。このことによって、教師に授業の準備や自らの職能成長を図る機会を与えることが實際上可能となる。

④教育委員会、行政管理職、教師は互いに協力して、初任—中堅—マスターと続く教師の職歴上の明確な階梯制度を開発しなければならない。

⑤数学及び理科の教員不足を解消するために、学校外の人材を導入するための方策が講じられなければならない。

⑥教職に優秀な学生を引き寄せるために、補助金や教育費貸与金などの誘引策が講じられなければならない。このことは、とりわけ教員不足が深刻な教科の専攻学生に対して活用されなければならない。

⑦マスター教師は、教員養成カリキュラムの設計や試補期間中の教師に対する指導助言に関わるべきものとする。

このように、『危機に立つ国家』が構想する今次の教員問題改善のパーспекティブは、教員養成課程への入学から新たな職階制導入にともなうマスター教師の構想に至るまで、全面的かつ包括的ともいえる広がりをも有しているといえよう。

『危機に立つ国家』の公表と前後して、様々な審議会、協会、団体から教育改革を促す全国的報告書が相次いで発表された。⁵⁾これら各種報告書は、その立場、主要な関心領域、考察に際しての力点の置き方、等に応じて百花斉放の観があるが、基本的には教育における「Excellence」の追求という点で軌を一にしており、その意味で『危機に立つ国家』のモチーフを補完する機能を果しているものといえよう。そこで次に、それらの報告書の中から、教員養成・免許制度を中心に教師教育改革について言及した幾つかの報告書を取りあげ、現在アメリカの教師教育において多くの注目を集めている改革課題を整理しておこう。

1983年11月に公表された「州教育長協議会」(Council of Chief State School Officers)の報告書『国民の学校への教員の配置：国家的非常事態』(Staffing the Nation's Schools : A National Emergency)は、「教職課程への勧誘」、「養成教育」、「免許授与」、「優れた教師の離職防止」の四つの領域にについての改善策を検討し、勧告を行った。そのうち、「養成教育」と「免許授与」に関する次のような勧告が目される。すなわち、A. 養成教育について、①養成基準を州の認可行為を通して強化すること、②カリキュラムの一般化と専門化のバランスをとること、③カリキュラム改善は関係者の協力の基に行われるべきこと、B. 免許授与に関しては、①免許更新の条件として研修を義務づけること、②生涯有効免許を発行する州は免許の有効性を確認するための定期的検査を実施すること、③養成教育を受けなかった学外の優秀な人材を教職に導入するため特別な教育コースの創設に州は援助を行うべきこと、等の勧告である。⁶⁾

一方、アメリカ最大の教員組合である「全米教育協会」(National Education Association)の1982年の改革報告書『我々の学校及び教師教育における優秀さ：行動案』(Excellence in Our Schools, Teacher Education : An Action Plan)は、養成教育に関して、教育実習に関する現場からの専門的意見が充分に取り入れられてこなかったことについての基本的不満を表明しつつも、①養成コースへの入学及び卒業の基準をより強化すべきこと、②実際的な実践の機会をより一層豊富に設けること、③州の養成機関に対する認可は、そこで提供される教育実習の質の評価に基づき行われるべきこと、等の提案を行っている。⁷⁾

さらに、『危機に立つ国家』以後の各種報告書の中で、教師教育問題に関して最も注目すべきものの一つが、カーネギー財団の肝煎による「専門的職業としての教職に関する作業部会」(Task Force on Teaching as a Profession)が作成した1986年報告書『備えある国家：21世紀の教師』(A Nation Prepared : Teachers for the 21st Century)である。報告書は、自治と責任のバランスのとれた優秀な教員の確保こそ21世紀の学校教育に何よりも必要なこと、との基本認識に基づき、その前提条件として、いかにすれば教職を真の専門職たらしめられるか、という点についての模索を行う。そして、その到達点として、以下の8項目にわたる勧告を行っている。⁸⁾

- ①地域および州の教員組織で構成される「全米教職基準委員会」を創設し、教師に必要な知識および能力の基準を設定し、その基準に達した教師の証明を行わせる。
- ②教師に専門的職業にふさわしい環境を提供できるように学校を再構成する。生徒の進歩に関しては教師に責任を持たせるとともに、州および地域の定める教育目標を達成するための最良の方法を教師が自律的に決定できるようにする。
- ③新しく「先導教員」のカテゴリーを設ける。先導教員には、学校の再設計および、

学習と教授に関して同僚教員が高い水準を維持するよう助力する点で、積極的指導性をとる。

- ④教職課程履修の前提条件として、文理学士号の取得を要求する。
- ⑤教育大学院に新たに「教授修士号」に導く教職専門カリキュラムを開発させる。
- ⑥マイノリティー出身者を教職に向かわせるよう国の資源の流動化を図る。
- ⑦教員への報酬を児童・生徒の全校的な成果と関係づけるとともに、学校に教員の生産性に不可欠なテクノロジー、諸サービス、および補助スタッフを備える。
- ⑧教員の給与および教職の地位をその他の専門的職種のそれとの競争に耐えうるものに引きあげる。

これらの報告書を総合してみると、今日アメリカが直面している教員問題の改善あるいは教師教育改革の課題は、自然科学系教科を中心とする教員不足にいかに対応するかという問題と、社会的批判が向けられている教員の資質・能力をいかにして質的に向上させて行くかという問題の、相矛盾する問題の同時解決に向けられていることが明らかとなる。そして、前者の問題解決のためには、報告書は共通して、①学外の有能な社会人の教職への導入、②奨学金の拡充等による学生の勧誘、の二点の勧告を行っている。一方、後者については更に二つの問題領域に分かれる。一つは「A. 養成教育の強化」であり、いま一つは「B. 教職の地位改善」である。A についての代表的な勧告は、①養成コースの入学・卒業要件の厳格化、②養成カリキュラムの質的強化とその再編成、③養成カリキュラム編成に当たっての大学と学校の協力体制の確立、等であり、B については、①給与の引き上げ、②職場環境の改善、③免許更新・上進に当たっての研修の義務化、④職業内昇進の機会を与えるための教職内への階梯制の導入、等が一般的である。また、④に関わって、「マスター教員」(Master Teacher) や「先導教員」(Lead Teacher) という新しい職制の創設を求める勧告や、大学院レベルあるいは大学5年間で教員養成を提案する勧告⁹⁾が注目される場所である。

3. オハイオ州における教育改革の始動

教育改革を求めるムードが全国的に高まりを見せ始めた1982年に入って、オハイオ州教育委員会は州教育長に対し、「オハイオ州の公立学校に今後影響を及ぼすものと予測される教育のトレンドに関する様々な問題点を検討し、改革のための勧告を行う」¹⁰⁾ための審議会の設置を命じた。州教育長は来るべき審議会の設置に先立ち、州教育局内にタスク・フォースを組織し、審議会に検討してもらうべき問題領域の特定と関連資料・情報の検索と収集を行わせた。審議会は同年10月に、州内の教育界、産業界、労働組合、農業団体、市民団体、行政府、立法府などの代表者25名の委員で構成され、「教育的卓越に

関するオハイオ審議会」(Ohio Commission on Educational Excellence: 以下、オハイオ審議会と略称)と命名された。

同年11月24日の初会合において、審議会は検討領域の確定を行い、各々の領域内での検討課題の洗いだしのため、以下の7項目の「問い」を立て、各々の「問い」に対応する7つの作業部会(タスク・フォース)を編成し、各「問い」に答えて行く中で問題解決のための勧告を取りまとめて行くという方針を立てた。

- ①学習の成果はどのようなものでなければならないか。
- ②いかにすれば教育上の平等が最もよく保障されうるか。
- ③いかにすれば教師は、急速に変化する社会の中で自らの役割を果たせるように、身じたくすることができるか。
- ④テクノロジーが教授=学習過程に及ぼすインパクトはどのようなものであるか。
- ⑤いかにすれば専門職にふさわしい教師を養成することができるか。
- ⑥どのようなタイプの教育供給システムが将来の教育需要にもっともよく適するか。
- ⑦いかにすれば学校は、財政的にも教育内容的にも住民全体に対してより一層責任を果たすことができるか。

以後のオハイオ審議会の活動をかいつまんで紹介しよう。1982年11月から翌年5月にかけて、各作業部会は討議を重ね部会報告を作成していく一方、各作業部会から提出された中間報告について全体会議での討論が加えられていった。1983年4月と5月には、州内6カ所で公聴会が開催され、地域の教師や住民の意見・要望が徴集された。8月から9月にかけての全体会議の場で、各作業部会からの報告と公聴会で得られた意見・要望の検討が行われ、最終勧告が決定されていった。そして10月の全体会議で勧告を実施に移すうえでの方策が討議され決定された。かくして、1983年12月12日にオハイオ審議会は州教育委員会に最終報告書『責任ある改革：未来にむけて』(Responsible Reform: Focusing On The Future)を提出し、その活動にピリオドを打ったのである。

オハイオ審議会は、『責任ある改革』において、教育改革に関する最近の全国的報告書について触れ、そこに見られる共通の課題は、①児童・生徒の学習達成水準を引き上げること、②カリキュラムを再点検すること、③教師の質を強化すること、④親たちが積極的に学校に参加・協力すること、の四点にしばられると説く。そして、国民及びマスコミがこれらの報告書の指摘に多大の関心を寄せている現状を、「このことは、個人及び国家の福祉にとって、質の高い教育が重要であるとのアメリカ人の確信をよく表明するものである」¹¹⁾と、積極的に評価する。翻って、オハイオ州に目をむければ、「オハイオ州民にとっては幸いなことに、これら全国的報告書に指摘された多くの勧告は既に我が州においては着手されている」¹²⁾と、教育におけるオハイオ州の先進性を称え、その具体

的事実を何点か指摘する。しかし、この先進性に自己満足してはならないと、オハイオ審議会は説く。なぜならば、「有能な教育の指導者は、現在の教育問題に慎重に取り組むだけではなく、一方で、未来の教育にインパクトを及ぼしうる問題を探り出す努力も行わなければならない」¹³⁾からである。社会が加速度的に変化しつつある今日そして未来、「我々の子どもたちを未来社会の生活と労働に備えさせるためには、今日の教育者たちは未来社会において求められることを先取りした教育を用意しておかなければならない。未来社会の要求とはいかなるものであるのかを予測し、それに見合った教育体制と教育内容を設計することは、今後益々欠くべからざるものとなるやりがいのある課題である。」¹⁴⁾このように、オハイオ審議会が説く教育問題改善の必要性は、いわゆる21世紀を先取りする教育改革の論理に基づくものである。

このような立場から、オハイオ審議会は前述の7つの「問い」に関する検討領域、すなわち、「学習の成果のあり方」、「教育の機会均等の達成」、「変化への教師の対応」、「テクノロジーの導入」、「教員養成のあり方」、「新しい教育供給システム」、「住民に対する教育責任」、の各々について問題の所在と改善のための勧告を行っているが、以下、教員養成問題に焦点を絞り、オハイオ州における教師教育改革の方向を検討することにする。

A. 養成教育について

養成教育のあり方については、その入学・卒業要件の強化、カリキュラムの再編強化、大学と学校現場との協力体制の樹立等、批判・注文の多いことは前述したとうりであるが、オハイオ審議会はこのうち、カリキュラムの問題と大学と学校の協力問題について次のような勧告を行う。¹⁵⁾

◇養成カリキュラムは、未来の教師たちが教室場面で最新のテクノロジーを使用できるように、保証するものでなければならない。

◇未来の教師たちは、学習が適切に行われるようなクラス環境を設定し維持する方法を教えられなければならない。

◇未来の教師たちを教える大学の教授たちは、定期的に小・中学校の教室で教鞭をとらなければならない。

B. 入職・初任者研修・現職研修について

現在、アメリカでは、各州が認可した大学の教員養成課程を修了した学生に対して自動的に仮免許が交付され、教職希望者は州内の各地方教育委員会の求人募集に応募し、面接試験を経た後、当該教育委員会との雇用契約を結び、各学校に配属される。そして、より高い給与や教職を継続することを希望する教師は、大学院等で必要な単位を取得し、仮免許を本免許に、本免許を専門免許に切り換え、雇用期間を継続・延長させ、最終的にテニユア（終身雇用契約）を獲得していく、という過程を一般的に経るようである。

オハイオ審議会は、教師のこのようなキャリア経歴の重要な各段階について、次のような勧告を行う。¹⁶⁾

◇教師の入職に際しては、資格能力試験 (competency tests) が要求されるべきである。

◇学部卒業後段階の、つまり大学5年生段階の教職入門レベルの研修 (fifth-year entry level seminar) が、新任教師のために用意されなければならない。

◇教師たちが担当教科領域の発展に取り残されないために、免許更新のための必修条件として、教科内容についての一定の学習を義務づけるべきである。

◇教職員の勤務評定の方法は改善される必要がある。改善の方向は、職務達成水準を下回る教職員を援助するという点に置かれなければならない。

◇最近の判例が要求するところより低い水準にもなお達しない不能力な教師を免職できるようにするため、終身雇用法 (the tenure law) は改訂されねばならない。

C. 教職の地位・待遇改善について

アメリカの公立学校の教師の給与、地位、労働環境は歴史的に劣悪な状態におかれてきた。この問題の解決は、教師教育の問題というよりも、むしろ教育政策、教育財政の問題であるが、解決の方向についての共通の認識が、教職の専門性の向上と教師の待遇改善を連結しようという方向に向いているため、教師教育改革を提起する各種報告書においては必ず触れられているポイントである。オハイオ審議会も、この点について、次のような勧告を行う。¹⁷⁾

◇教職をより魅力的な職業とするために、教員給与が引き上げられ、契約期間が引き延ばされなければならない。また、職業内において昇進できる道の開発も行われなければならない。

◇優れた教師を公に表彰し報酬するための手続きが制定されなければならない。産業・商業団体や地域団体は学校と協力しこれらの教師に対する賞を設ける必要がある。

これらオハイオ審議会の勧告は、各種全国的報告書に既に多かれ少なかれ盛り込まれている内容を踏襲するものである。その意味で、この勧告に引き続くオハイオ州における教師教育の改革は、アメリカにおける教師教育の改革動向の一つの典型を示すものといえるのである。

4. 「教員養成・免許基準」の改訂作業

(1) 改訂の経過

オハイオ審議会は、勧告の提示の後、勧告を具体化するための戦略について触れる。その中で、特に州教育委員会に対しては「あらゆる分野の基準が定期的に点検を受け、

それらが時代の要求を適切に反映しているかどうか判定されなければならない。反映していない場合は、改訂もしくは修正されなければならない。」¹⁹⁾と指示を行った。州教育委員会は、オハイオ審議会のこの指示を受け、1983年4月に州の教員養成・免許基準の改訂を決意し、「オハイオ州教員養成及び教員免許諮問委員会」(Ohio Teacher Education and Certification Advisory Commission: 以下、オハイオ委員会と略称) に対して、現行の教員養成・免許基準の中で改訂を必要とする条項の特定と改訂案の勧告及び学校専門職員の高度な養成に当たる機関の設置基準を検討すること、の二点を諮問した。

オハイオ委員会と州教育局は、現行の教員養成・免許基準の中で、オハイオ審議会の勧告に照らして改訂を要すると見なされる基準の抽出と新しい基準の複数のモデル案の作成及びその作成の根拠を明らかにしたガイド・ブック¹⁹⁾を1984年9月に公表した。このガイド・ブックは州内の教員養成機関及び教員団体の全ての構成員に配布され、各グループでのグループ討論の際の資料として利用されることが期待された。

翌年1985年4月に、オハイオ委員会は、前年の秋から冬にかけて行われた教員養成に関係する州内の各種団体のグループ討論から出された諸提案を踏まえて、「基本方針報告書」(Concept Paper)を公表した。そして、4月から5月にかけて、「基本方針報告書」についての地域説明会が開催され、そこでの討論・要望を受けて、オハイオ委員会は8月に「基準案」(Draft of Standards)を作成した。9月には再び「基準案」についての地域説明会が持たれ、オハイオ委員会は説明会での討論を受けて10月に最終的な「勧告基準」(Proposed Standards)を作成し、州教育委員会に提出した。州教育委員会は、この「勧告基準」についての公聴会を開催した後、同年12月にオハイオ州の新しい教員養成・免許基準を決定した。そして、新基準は州議会の法律改訂作業を受けて、1987年1月から施行されることになった。

(2)現行基準施行までの経過と改訂が必要とされた項目

1803年に独立州として承認されたオハイオ州において教員養成・免許に関する規定が現れるのは1821年のことである。この年の法律は、学区の学校委員会(the district school committee)に教師の雇用権限を与えたが、免許については何ら言及されなかった。次いで、1825年の法律によって、郡の3名のコモンスクール試験官(the examiner of common school)が置かれ、コモンスクールに採用する教師の審査と公認の任を行わせ、1831年の法律で、彼らに免許状の授与権限を与えた。この時から、郡が教員免許授与の基礎単位とされ、権限を有するものと見なされるようになった。この状態は1935年まで続いた。オハイオ州における教員養成・免許制度の発展史において画期的な意義を有する1935年の法律は、免許授与権を郡から州に移管させるとともに、州教育局長官に教員

養成機関の認定基準の制定権を与え、さらに今日まで続く教員免許の4等級化—臨時 (temporary)、仮 (provisional)、本 (professional)、終身 (permanent)—を規定した。²⁰⁾ここに、現在まで続くオハイオ州の教員養成・免許制度の基本が確定されたのである。

ところで、第2次世界大戦後のベビーブーム期に全国的な教員不足事態が生じ、オハイオ州も含めた全国各州で免許基準の大幅な緩和を余儀なくされた。ところが、1970年代に入って就学人口の急速な減少は、教員の過剰現象を生み、教員の質の改善を見直す絶好の機会を与えた。オハイオ州においても、その際教員養成・免許基準の大幅な改訂が行われ、それが今回の改訂の対象となった1980年施行の基準(以下、現行基準と称す)である。

オハイオ委員会と州教育局が作成したガイド・ブックによれば、現行基準に基づく教師教育の特徴は次の3点にある。²¹⁾

- ①養成機関への立入検査の実施——全ての教員養成機関が5年に1度立入検査を受け評価されることになった。
- ②調査・研究に裏打ちされたカリキュラム編成——教員養成のカリキュラムは、優れた授業を行う上で必要な知識、技能、態度及び価値観という視点から編成されなければならないようになった。
- ③理論と実践の統一——理論を実践に移す目的で、授業技法の習得を目標とするクリニカル実習 (clinical experiences) と学級経営を実践的に学ぶフィールド実習 (field experiences) が養成カリキュラムに取り入れられた。

この結果、オハイオ州における教師教育は全国的に先進的なモデルとなったが、なお一層特に以下の諸点についての改善が必要であると、オハイオ委員会は指摘する。²²⁾

- ①入学・進級・卒業要件の引き上げ
- ②各免許教科についての専門科目の内容と学習の順序の改善
- ③大学教員と小・中・高校教職員の交流の増進
- ④クリニカル実習、フィールド実習及び教育実習への優れた協力教員の選抜と研修
- ⑤教師に自己の職務遂行能力を分析し評価させるための様々な機会の提供
- ⑥教師以外の学校専門職員の養成にも適用できるの基準の開発

そして、オハイオ委員会は、州内の教師教育関係諸団体における改革のためのグループ討議の方向を枠づけるために、これらの改善点をより個別具体的項目に分解し、それらの項目を「A. 優れた教師の供給に関する項目 (8項目)」、「B. 養成カリキュラムに関する項目 (5項目)」、「C. 教師にとって不可欠な知識、技能に関する項目 (8項目)」の3項目群に整理し、各項目毎の論点と改善のモデルプラン (複数) を用意したのであ

る。以下に、A. 及び B. に含まれる特に重要な項目とそこでの論点を示しておこう。

A. 優れた教師の供給に関する項目

1. 学生の勧誘——大学が学生を勧誘する方法を基準に盛り込むかどうか
2. 入学許可——教員養成コースへの入学要件を一層詳細に規定するかどうか
3. 免許授与のための査定——免許状取得に至るまでの査定の手続きを基準に盛り込むかどうか
4. 生涯学習——免許状の更新及び上進のための継続的学習を求めるかどうか

B. 養成カリキュラムに関する項目

1. 一般教育——一般教育について、より詳細な規定や今以上の要件を基準に盛り込むかどうか
2. 教科専門分野の学習——教科分野の学習についてより詳細な規定を盛り込むかどうか
3. 教授法の研究——いかなる研究が教師教育において利用されるべきかを基準に盛り込むかどうか

5. 新しい「教員養成・免許基準」

先述のように、新しいオハイオ州の「教員養成・免許基準」(以下、新基準と略す)は、1985年12月に公布され、1987年1月から施行されるようになった。新旧の両基準を比較した場合、教師教育の各側面にわたってかなりの手直しが施されたことが分かるが、ここでは紙数の制限も有ることから、教育学部への入学(または教職課程の履修)、免許状取得、免許の更新・上進、という教師のキャリアにとって重要なポイントとなる3点に絞って、改訂の実態を考察することにする。

(1) 入学基準の子細化

教育学部もしくは大学の教職課程への入学に当って、大学がより厳格な基準に基づき希望者の選抜を行うべきであるとの指摘は、ほとんどすべての改革報告書にみられるところである。この点について、オハイオ州の現行基準は次のように規定している。

「教職課程への学生の選別と入学は、実践的な教師に必須の知識、技術、態度、価値の習得という見地から、大学が定めた基準と手続きに従って行われなければならない。……ここでいう「態度・価値」とは、生徒の成長・発達を援助するとともに、彼らに人間の多様性についての寛容と理解の精神を形成させる上で不可欠な未来の教師に求められる人格特性のことである。」(行政規則3301-25-01)

ここに(改訂前の基準)見られるのは、大学が自主的に、将来の優れた教師に求めら

れる人格諸特性を考慮にいて、入学基準と手続きを制定するべきである、ということだけである。オハイオ委員会は、将来の有能な教師を想定したとき、その様な人物は教職課程入学時にどの様な能力あるいは可能性を持っているべきか、という点をより具体的より客観的に州の基準に盛り込むべきである、と考えた。²³⁾そして、その様な方向への基準の改訂のための具体的プランとして、以下に示す4案を提示し、²⁴⁾教師教育関連諸団体の討議に付した。

- ①大学が希望者の読解力、作文力、数学力を評定する案
- ②大学が以下の a~d に示す判定基準に従って希望者を選別する案
 - a. 読解力、作文力、コンピュータ及び数学の能力の評定
 - b. 一般的学力及び学業成績
 - c. 人種、性別、宗教等に関わりなく他人と共働できる能力
 - d. 青少年と一諸にやっけて行くことへの関心と能力
- ③各大学が独自に作成する学問的才能及びコミュニケーション能力の判定のための基準と入学許可者の半数以上は「アメリカ大学テスト」(American College Test : ACT) または「進学適性テスト」(Scholastic Aptitude Test : SAT) に平均点以上の得点を挙げていなければならないという要件を組み合わせる案
- ④信頼できる調査研究に基づいた入学判定基準と手続きを採用すべきとする案

ここにみられるように、入学基準の改訂に当って、大学が独自に希望者の読解、作文、数学などの諸能力を試験した上で選抜する方式と、大学外の諸機関が提供するテスト等の客観的資料を利用する方式の二つの方式の何れを選択するか、という決断が迫られていたのである。そこで改訂後の規定を見てみよう。

「免許状の取得を希望する学生の入学と進学は大学が定めた基準と手続きに従って行われなければならない。その基準と手続きは、文化的偏見にとらわれたものであってはならず、……免許分野の効果的実践において必須のものとみなされている知識、技術、態度、価値の習得に関わるものでなければならず、かつ以下の条項を含んでいるものでなければならない。

(a) 大学は、教職課程への入学許可に当って、必ず希望者個々人の評価を行わなければならない。

(i) 文化的偏見にとらわれない公式の評価方式・内容が開発され、かつ、学生の選抜と長所・短所の診断のために実施に移されねばならない。

(ii) 評価方式・内容には、免許分野の効果的実践において必須のものとみなされている知識、技術、態度、価値の習得可能性を確証するための知的側面と感情面の評価に関する取り決めが含まれていなければならない。評価は以下の点に関

して行われるが、それに限定しない。

(a) 会話及び文章によるコミュニケーション能力と数学能力の測定

(b) 学問的才能と学業成績の測定

(c) 適切な人間関係とやる気の測定 ……以下略……」

(行政規則3301-21-02, A-(8))

この様に、新基準においては、大学の自主性、主体性を尊重しつつも、教職課程の履修に当っては必ず希望者の選考を行うべきことを指示し、その選考に当っては、言語使用能力と数学的能力及び人間関係を切り結ぶための適性とやる気等、教師の資質・能力の中核を占める部分の力を測定することを求めると同時に、学業成績を判定の一資料として使用することを求める点に、教育学部の学生の相対的低学力を声高に叫ぶ各種全国報告書及びそれによって喚起された世論に対する配慮がうかがわれるのである。

(2)免許取得資格試験の導入

先にも述べたように、これまでのところアメリカにおいては、したがってオハイオ州においても、教育学部の卒業者（または教職課程の修了者）はすなわち免許有資格者と見なされ、申請とともに自動的に免許状が交付されてきた。オハイオ委員会は、この分野に関しても何らかの評定方式が導入されるべきだと考えた。オハイオ委員会の見解によれば、入学時には言語と数学の能力の、課程修了時には教科専門知識の、そして免許申請時にはコミュニケーション能力と一般教養・教職教養の評定が行われるべきであるとする。²⁵⁾入学時と課程修了時の評定は大学の自主性に任せれば済むことであるが、免許申請時の評定については、そもそも大学が主導すべき事柄かそれとも州教育委員会が主導すべきことか、その評価は分かれる。また、評定の手段についても、大学の成績に基づくかそれとも新たなテストを課すか、選択の幅がある。これらの点についての意思決定を含めた各種団体・段階での討議を踏まえて、新基準においては、以下のような規定が新たに導入された。

「ある人物を免許申請のために推薦する前に、大学は州教育委員会が規定する当該免許に関わる試験を実施しなければならない。

(a) 教諭免許のための試験は一般教養、教職教養及びカリキュラム内容の知識を測定するものでなければならない。……中略……試験は文化的偏見にとらわれないものであるべきである。

(b) 大学は希望する免許に対応した試験に良好な成績を修めた者のみを免許申請のために推薦しなければならない。

(c) 試験に良好な成績を修めた旨は指導要録とその写しに記載されなければならない

い。」

(行政規則3301-21-02, A-(9))

つまり、免許申請にあたって必ず試験が課され、その試験は一般教養、教職教養及び教科内容の知識を問うものであり、州教育委員会が定める要項に従って大学が実施するものであることが、この規定から明らかである。

(3)免許更新・上進の基準強化

オハイオ州の普通教員免許は1935年の改革以来、大学の教員養成課程の修了者に発行される仮免許 (Provisional Certificate)、仮免許のもとで一定の勤務年数もしくは免許に関する科目の追加単位を修得したものに発行される本免許 (Professional Certificate)、本免許のもとで一定の勤務年数と修士号等の学位を取得したものに発行される終身免許 (Permanent Certificate)、の3種制が採られてきた。現行基準はこれらの免許の更新及び上進に関して次のように規定する。(ハイ・スクール教諭免許状の場合を記す。ただし、小学校教諭免許状も同規定。)

「A. 仮免許状の更新

ハイ・スクール教諭免許状は、優れた人格を有しかつ申請に先立つ5年間良好な勤務実績を挙げた者に対して更新されうる。この期間教壇に立つことのなかった者は、免許に関連する科目を6単位(4学期制の場合は9単位)修得することによって、免許更新の資格を得ることができる。

B. 本免許状

ハイ・スクール教諭仮免許状は、オハイオ州内での27ヵ月に及ぶ良好な勤務実績と仮免許状取得後における18単位の教職専門科目の修得によって、本免許状に切り換えられうる。免許切り換えの申請者は、その時点においてオハイオ州の正規学校教員である必要がある。

C. 本免許状の更新

ハイ・スクール教諭本免許状は、仮免許状の更新と同じ条件によって更新されうる。

D. 終身免許状

ハイ・スクール教諭本免許状は、本免許状のもとでの45ヵ月間の良好な勤務実績と修士号もしくはそれに代わるものの取得によって、終身免許状に切り換えられうる。

(修士号に代わるものとは、大学院における30単位の教職関連科目の修得のこと。)
免許切り換えの申請者は、その時点においてオハイオ州の正規学校教員である必要がある。」(行政規則3301-21-14)

この規定にみられるように、現行基準においては、免許の更新及び上進に当って、

一定期間の良好な勤務実績と大学等における所定の単位数の取得を義務づけている。このことは教職の専門性を、継続学習を課すことによって保障しようとする配慮の現れであると思われるが、免許状の更新のためだけなら普通に勤務するだけでよく、あえて継続学習を行う必要がないことや、ひとたび終身免許状を取得すればそれ以上の継続学習をもはや求められていないという問題性がこの規定には含まれている。また、継続学習を免許更新・上進の条件として求める場合、「良好な勤務実績」ははたして適切な要件たりうるか、あるいは大学等での単位取得以外に他の選択の道は有り得ないか、さらに更新・上進の要件は全ての免許を通して一貫しているべきか否か、という問題の検討も避けられないとオハイオ委員会は考えた。²⁶⁾これらの問題点、検討課題を考慮にいたした討議を踏まえて、新しい基準においては次のように改訂された。

「A. 仮免許状の更新

(1)第1回目の更新は、以下の要件を良好な成績で満たすことによって行われる。

(a)州教育委員会が定める基準に従って行われる初年度プログラムを良好な成績をもって修了し、かつ

免許状取得後、大学において6単位の学習を積むかオハイオ州教育局認定の「継続教育ユニット」(continuing education units)を18単位修得すること

1年間の良好な勤務実績は大学の1単位もしくは「継続ユニット」の3単位に読み替えられる。

(2)第2回目以降の更新は、第1回目の更新以後、大学において6単位の学習を積むかオハイオ州教育局認定の「継続教育ユニット」を18単位修得することによって行われる。

1年間の良好な勤務実績は大学の1単位もしくは「継続教育ユニット」の3単位に読み替えられる。

(3)教職になかった者の免許の更新は、大学において6単位の学習を積むかオハイオ州教育局認定の「継続教育ユニット」を18単位修得することによって行われる。

B. 本免許状への切り換え

申請時にオハイオ州内の学校の正規教員である者は、3年間にわたり良好な勤務実績をあげていれば、仮免許状を本免許状に切り換えることができる。免許状の切り換えは以下に定める基準に従って行われる。

(1)学士号を基礎資格とする仮免許状の本免許状への切り換えは、以下の要件を満たした場合に行われる。

(a)州教育委員会が定める基準に従って行われる初年度プログラムを良好な成績をもって修了し、かつ

(b)当該免許取得後、当該免許の教科内容、授業方法、または関連科目についての大学3・4年生レベルもしくは大学院レベルの学習を30単位積むことか、または(c)修士号を有するものについては、当該免許科目もしくは関連科目についての大学院における6単位の学習を積むこと。

(2)修士号を基礎資格とする仮免許状の本免許状への切り換えは、以下の要件を満たした場合に行われる。

(a)州教育委員会が定める基準に従って行われる初年度プログラムを良好な成績をもって修了し、かつ

(b)当該免許取得後、当該免許科目もしくは関連科目についての大学院における6単位の学習を積むこと。

C. 本免許状の更新

(1)第1回目の更新は、本免許状を有しての勤務において良好な実績をあげるとともに、本免許状取得後、大学において12学位の学習を積むかオハイオ州教育局認定の「継続教育ユニット」を36単位修得することによって行われる。

1年間の良好な勤務実績は大学の1単位もしくは「継続ユニット」の3単位に読み替えられる。

(2)第2回目以降の更新は、前回の更新以後、大学において12単位（修士号を基礎資格とする免許状については、大学院における12単位）の学習を積むかオハイオ州教育局認定の「継続教育ユニット」を36単位修得することによって行われる。

1年間の良好な勤務実績は大学の1単位もしくは「継続教育ユニット」の3単位に読み替えられる。

(3)本免許状による教職経験のない者の免許の更新は、大学において12単位（修士号を基礎資格とする免許状については、大学院における12単位）の学習を積むかオハイオ州教育局認定の「継続教育ユニット」を36単位修得することによって行われる。

D. 終身免許状への切り換え

申請時にオハイオ州内の学校の正規教員である者は、5年間にわたり良好な勤務実績をあげていれば、本免許状を終身許状に切り換えることができる。免許状の切り換えは以下に定める基準に従って行われる。

(1)本免許状所持者で、当該免許状取得後、教科教育領域または教授法または免許教科に関連する領域についての大学院における最低12単位の学習を積みかつ修士号を取得したものは、終身免許状が与えられる。 ……以下略……」

(行政規則3301-23-22)

旧い基準に比較して新しい基準は、非常に詳細かつ綿密に、しかも大幅に更新・上進

要件が強化されたものとなっていることは一目瞭然である。また、注目されるべきは、従来からの大学における継続学習に加えて州教育局主導の現職研修講座ともいえる「継続教育ユニット」²⁷⁾が免許更新・上進の要件充足のための一選択肢として新たに導入されたことである。このことが即、教師教育における大学の役割の形骸化につながると見るのは短絡的すぎるとしても、この分野における州の主導性が益々強化されていく先駆けになることは十分予想されるのである。

6. おわりに

オハイオ州における「教員養成・免許基準」の改訂という限定をつけながらも、教師教育の改革という公教育の成果を左右するという点で重要な、しかし教師の資質・能力観に関わるという点で論争的な、そして何よりも筆者の能力にとっては些か荷厄介な大きすぎるテーマに取り組んでしまった。小論全般にわたる分析・考察の浅さは、ひとえに筆者の能力の限界を示すものである。また、小論の要ともなるべきオハイオ州の「教員養成・免許基準」の改訂内容についても、わずかに入学基準、免許取得までの手続き、そして免許の更新・上進についての3項目しか検討する余裕がなかった。

アメリカの教師教育は、我々にとっては戦後その原理を借用したという関連性と、三好信浩が「他国に比べて、とくに重要な傾向としてみられることは、教職に携わる関係者が自ら組織を作り、教職の専門性を高めるための討論や研究を累積してきたし、さらにまた、自らを律する基準を作成して教師教育機関の認定を行なってきたことである」²⁸⁾と指摘するように、教職の専門性向上の努力を教育者が主体的に取り組んできたという点で、注目されるに値する重要な研究的意義を有している、といえよう。小論においては、教師教育の改訂を受けた2・3の点について可能な限り客観的にその根拠・理由と事実を整理し提示しようとしてきた。その限りにおいても、今回の改革は教職の専門性の向上を目指す首尾一貫した取り組みの一環を形成するものであることは明らかである。しかし、今回の改革が教師教育において持つ真の意義なり改革の動向についての確とした見通しなどについては、アメリカ教師教育に関する歴史的、制度的、内容的にわたる確かな研究上の裏付けが不可欠であり、筆者においては未だ至らない点である。もって、今後の課題としたい。

註

1) 『危機に立つ国家』は多くの研究者によって紹介されている。例えば、橋爪貞雄『危機に立つ国家』、黎明書房、1984年。今村令子『教育は「国家」を救えるか—質・均等・選択の自由—』、東信堂、1987年。河野、村島、曾我、小山他「教育の国際化試論」『岡

山理科大学紀要第21号 B』, 1986年。等を参照。

2) National Commission on Excellence in Education, A Nation at Risk : The Imperative for Educational Reform, 1983, p. 5.

3) ibid. pp.22~23.

4) ibid. pp.30~31.

5) 平原春好「アメリカにおける最近の教育改革論」『季刊教育法』第52号。川口彰義「押し寄せる“改革案”の波」『季刊教育法』第54号。今村令子, 前掲書。等を参照。

6) Sikula, John P. and Roth, Robert A., Teacher Preparation and Certification : The Call for Reform, Phi Delta Kappan Fastback Series No.202, 1984, p.12.

7) ibid. p.13.

8) 今村令子, 前掲書, p.141 より要約引用。

9) Boyer, Ernest L., HIGH SCHOOL, Harper & Row, 1983, pp.175~177.

10) Ohio Commission On Educational Excellence, Responsible Reform : Focusing On The Future, 1983, p.i.

11) ibid. p.1.

12) ibid. p.1.

13) ibid. p.2.

14) ibid. p.1.

15) ibid. p.17.

16) ibid. pp.16~19.

17) ibid. p.16, p.20.

18) ibid. p.28.

19) Ohio Department Of Education, DISCUSSION GUIDE FOR TEACHER EDUCATION AND CERTIFICATION STANDARDS REVISION, 1984.

20) オハイオ州の教員養成の小史は, Education in the States : Historical Development and Outlook (Edited dy Jim B. Pearson and Edgar Fuller) , NATIONAL EDUCATION ASSOCIATION OF THE UNITED STATES, 1969, pp.960~961 より引用。

21) Ohio Department Of Education, op. cit. pp.11~12.

22) ibid. p.12.

23) ibid. p.23.

24) ibid. p.24.

25) ibid. p.25.

26) *ibid.* p.32.

27) "Ohio Teacher Education and Certification Standards"によれば、「オハイオ州教育局の公認を受けた機関において実施されるところの、職能開発と成長を図るフォーマルな教育のこと」(pp.1~2)と定義されている。

28) 三好信浩『教師教育の成立と発展—アメリカ教師教育制度史論—』, 東洋館出版社, 昭和47年, p.9.

**The Reform of Teacher Education
in America : Focusing on the Revision of
Ohio Teacher Education and Certification Standards**

Masahiko SOGA

Fuculty of Liberal Arts and Science

Okayama University of Science

1-1 Ridai - cho, Okayama 700, JAPAN

(Received September 30,1987)

Beginninig in the early 1980's, the Uuited Statest of America is being under educational reform movement. As the main objective of the reform movement is to regain the excellence in American public education, broad attention has been also focused on the improvement of the quality of teachers.

Effectted by the variety of reports of the national commissions and individuals which commonly recommend the improvement of the status of the teaching profession and the quality of teacher education programs, many states all over the United States began to revise teacher education and certification standards.

I focus on the process of teacher education and certification standards revision in Ohio in this thesis, beginning from the establishment of the Ohio Commission on Educational Excellence in 1982 through the formulation of revisory recommendations by the Ohio Teacher Education and Certification Advisory Commission in 1985.